松屋外集（版下本）　巻之五中

イ5
1401
3

イ5
1401
3

昭和二十四年二月十日寄贈
高田早苗氏

[illegible]

松屋以集巻五中

八上のめざしの段に引出たるがさがりし。垂尼
の髪のさまは、源氏柏木 湖月抄本廿八丁左 に。女三宮の
尼になりせしまひし後の躰をいつたりけれど
しの末の所やうらうごうたるをはらくるしと
おぼして額など撫付ておちたるを。木丁を引
やりて居るへぞ。はちばのしたるそむきを
爾るはばに小さう細かのひるけれどしはあり

みたこゝろそへもうそぶたゆかれバ後ハ殊にけ
ぢやんしみえぬはぬほどなりとらんとて花鳥餘
情に昔ハ垂尼とて今世の喝食などのやうに
額髪しゝ又末字鋏鉸むとあんえんたりし有まで知べ
しゝ又ちぢやんハ垂尼にそぐて後に悉に剃おろ
し實法の尼になれるしあり續世継一巻廿六丁右ゝ
ち月に万壽三年正月十九日に御さまかへさせ

なふ御年卅九御名ハ清浄覺とやくかへ后の御
名こそゑんさせのひて女院とゑこえんさせなふ
年ごとの院の御ゑんさせのふ事ハおなじやう
にかなわ侍らざりけるを長暦三年五月七日
汁ぐしおろさせなふ顯基の入道中納言
世を捨て家を出ふしかなればおもひ
きこハもとのりなかりけりとよみてこの女院へ

なまめかる返るに。
清のみ尼でしまるのかくさまで二
たび世をそむかざりしとよませたるも
みじめんハみぐしそぎをおひて後(ノチ)に皆おろさ
せたまふなるべしとみゆ。
その毛(ケ)の下(サガ)り端(バ)に長(ナガ)き短(ミジカ)きまじりなどあらん
由。榮花物語に、齋院ハ八(ヤ)歳(ツ)にてみぐしよろ

ぞこのかこいひ。一品の宮ハ十一歳にて、みぐしは
たゞよにたゞなほしてあまそぎせたまはざりける。
といへるなどをそへし。その定をなれ字知べし。
○榮花物語に、つるあまそぎしとなげく女房 七丁
左に齋院ハおほませたまひふしおはしまして、中宮に
おたしまれし、こぞ八になさせたまひたる、御
ぐしハよろしくこのかたにて黒まれもなくこいみ

ドうあいれあり、一あむのゝや八十一におは
しまれげくしれたるたゞもとしぞたゝせ
たまはざりける云云」按、齋院ハ馨子、後に後三
條院の皇后、一品宮ハ章子、後に後冷泉院の皇
后、共に後一條院の皇女、御母ハ中宮威子也、
八歳までおかうし肩にくらべて切に
○萬葉集十三巻 廿四丁右 長歌に、歳乃八歳叫鑚髪

乃吾何多叫過橘末枝乎過而此河能下文長汝
情待云云
振分髪といふハ、そも垂髪の頸後より、左右の頬の
邉に、振分も下もてるゆゑの名也、これまでも男童
女童の躰に差別ある事なし、
○萬葉集十一巻 十七丁右 正述心緒歌に、
振別之髪乎短弥春草髪尓多久監妹乎師曽

於母布按、女兒のいまだ片生のちごまで擧て女の躰ニ成らむまで短き振分髪なれバ春草ヲ假髪にして歟擧結らむと思ひやりてよめる也、假末ハ今のいれ髪の類也、和名類聚抄 十四巻 容飾具部 にみえて、源順集の天地歌の冬ニ人犬笠假髪の四種ヲ天地ニ置てよめる歌あるを多久ハ手操にて手操て結髪するよし也、

○類聚名物考 身躰部四 ニ振分髪ハ童女ハ髪ヲ打あぶりて居るにおのづから髪の中より左右に振分るれバいふなり、聖徳太子の御ぐしのさまも童子におはしまし時の形にて中より左右ニ振乱してあげられいふし、つゐさまれトぞ云云、按ニこは法隆寺所傳の御像也、男女童八歳ヲ過るとバ今まで肩ニそろへ切たる

垂髪を延して項の邉に束ね本の方を一所結ひ末をば長ままに打やりたるさま古画におほくみゆ。これいはゆる髫髪なり。

○和名類聚抄二巻七丁右老幼類部に後漢書注云髫髪上音超和名宇奈為俗用垂髪二字謂童子垂髪也髦同云云按後漢書伏湛傳の注也説文に髫小児垂髪也ともみゆ。

○伊勢物語廿三段に

くらべこしふりわけ髪も肩過ぬ君ならずしてたれのあぐべき。按果句朱雀院塗籠御本にはたれのなづべきとある。此方よろしこそ

万葉集十三巻廿四丁右長歌に歳乃八歳叫鑽髪乃吾何多叫過橘末枝乎過而此河能下文長汝情待とあるに據りてよめる歌也歌意は八歳ま

でも肩にくゝりて切そろへたる振分髪とは今は肩を過て髫髪に結年ごろになりぬ此髫髪をだ君ならずして誰が撫る人あるべきと也。慈鎮の拾玉集巻三に

くらべこし振分髪も[illegible]

[illegible]伊勢物語

[illegible]

一名を和良波ともいふ。本字束ゆひ〳〵あまれる毛の末の猶背後にたれさがりたるさまのこゝろ〳〵とあればなり。

○和名類聚抄二巻老幼類部に礼記注云童(徒紅反)和名和良波未冠之稱也と有て男は未冠せず女も結髪をせざるほどもなかば和良波とはいふべし。

此躰を後の書には中童子となむいへる。

○海人藻芥中巻 四丁左 ニ、僮僕事ハ中童子二人、大童子四人云云、又 八丁左 門跡人数上下事云云、中童子、中間法師、仕_{勤}承 大童子力者 勤_{摘}花 云云、

○異制庭訓往来 群書類従本 卅六丁右 十二月、三日、状ニ、承仕者浄衣、中童子ハ狩衣、大童子ハ水干、中間男者色々直垂也云云、按、中童子ハ児童ニもあるべく、大人童ニもあるべく、中間なる童子の義也、海人

藻芥、異制庭訓往来等ニ釋家の僮僕の事ニみえたれど、春日験記画ニも、緇素いづれにも中童子ヲ召具せる圖みえて、いはゆる童随身也、女児も九歳十歳ばかりの間は、男児ニおなじき宇奈為なれど、ねびまさりて、十二三歳ニもなれば、背後の毛をことに長く垂て、放の末を剪揃るゆゑニ童女放といふ也、小放いふにおなじ、其

躰ハ福富草子の画をみて思ふべし。

○萬葉集十六巻 八丁右 竹取翁歌に三名之綿蚊黒為髪尾信櫛持於是蚊寸垂取束擧而裳纒見解乱童兒丹成見云云按、童兒をウナ井とよみたるは誤也。ワラハと訓直すべし。此詞の意は少女の黒髪を真櫛もて掻垂てわらはをふりし。又戯にとりて結ひのねて、うなゐふりなし。又それを解乱して再わらはふりしてみる也。親が鍾愛のあまりに、少女の髪をさまざまにあそびて、さてきようずるよしなり。

○同巻 十六丁左 に古歌曰

橘寺之長屋尓吾率宿之童女波奈理波髪上都良武可。右歌椎野連長年説曰夫寺家之屋者不有俗人寝處。亦偁若冠女曰放髪丱矣然則腹

句已云放髪卯者尾句不可重云著冠之辞哉決
曰く
橘之光有長屋尓吾率宿之宇奈為放尓髪挙
都良武香、按、著冠女ハ男子の未冠のほどなる、女
の事ニ借用て書る也、著冠ハ男子の已ニ冠せ
しを借用たるにて結髪せし女子にいへる也、
古歌の意ハ橘寺の長屋ニ吾率宿せし放髪卯

ハ、今比をゆびよせみて結髪し男持たらむ歟
とおもひやれるなり、允恭紀七年ニ妾初自結髪
陪於後宮既経多年とみえ、万葉七巻ニ未通女等
之放髪乎木綿山とよ、伊勢物語廿三段ニ、くらべ来
し振分髪も肩過ぬ、といへる皆同じ、竹取
物語抄本上三丁左ニ、此ちごやしなふほどにすく〳〵
と大きに成まさる、三月ばかりになるほどに、

よれなどなれ人に求めとば、妙あでなどさぶ
して髪上させ裳着れ、帳のうちよりも出さんば
ゆゑなんめ、長年の改たる歌の意ハ、橘の實の紅
く結て生立る長屋に吾率寝し童女ハ、
今比をおよづけて、放髪卟に髪あげや結つらむ
とおもひやるなり、たゞ十一二歳の童女と、十
三四歳の放髪卟との差別のみをいへるなり

さてはきこえたる歌也、これに一字取て一を
誤とせし注釋を宇奈為波奈理の躰に考得ざ
るゆゑ也、そもそも宇奈為の髪の項の邊にて元
結して一所ゆひ末はなほ背後に長くたれてそ
の下の端を切揃たるをば波奈利なり、宇奈之ハ、
宇奈ハ頭後也、之は背の通音也、新撰字鏡 四丁左
肉部に、䪼ハ大侯反、去項衡駕處猶項也、宇奈己夫、

又宇奈自云云、項衡ハ頭後の写誤なるべし、宇奈已夫ハ枕骨也、和名類聚抄、三巻、頭面類部に陸詞切韻云項胡講反頭後也、公羊傳注云齊人項謂之脰田候反和名宇奈之云云、などみえて枕骨を宇奈已夫といへるにて、宇奈之ハ頭後背の義なるよしを知べし、項の字に泥て頭後の事と思ふべからず、倭漢三才圖會十二巻、一丁、左支躰部頭の条に頭莖之後曰項、和名宇奈之といへるハ漢字に泥なる説なり、祝詞祝詞考、上巻、十九丁、右、に、卅三丁、左、四十丁、左、宇事物頸根衝抜とあるも首根にて、鵜の水に潜ごとく首を倒にて、平伏せる貌也、八千矛神の御歌古事記、古訓本、上巻、四十一丁左に、宇那加夫斯とあるハ項傾にて宇奈自を傾垂て泣躰をいへる也、俗に頭をウナダレといふに同じ、頭後の下つ

方の俗にかむのくゞりといふ所を古
くは宇奈自乃久保とも盆乃久保ともいひ續
世継ゆみのね六巻十三丁左に人はいとく烏帽子の
尻高くあげたるにかなしのくゞりに結て出む
と思ふ也と云云。源平盛衰記十三巻十六丁左熊野新宮
軍事の条に、烏帽子ノ尻盆ノ窪ニ押入テ云云。
長門本平家物語八巻高倉宮御事の条にかうぶし

義経記六巻四丁左忠信最後の条にも是を引きてもんのくゞりより入て云云

大上﨟名之事　四十四巻廿二丁左　かみおさめ髪をば両方よりとりてぼんのくぼにて結也云云

ぼむのくぼに押いれて云云。三議一統上巻廿丁左
法量門に大くび先を後のかむのくびり當る
やうにあてゝ引まはすと云云。などあるなる。うな
じのくぼも頭後のくぼのなる所をいひ。それ
上つ方の頭後を都て宇奈之といひ。頭後に高
く張出たる枕骨を宇奈己夫といふことを察知
次でし為ハ物の集まる㒵にて水のあつまる

湛たる井といひ、鳥の集止まる井留といふ、
雲居は雲の聚まるなり、引率は引集る也、されば
毛を集束ぬるにも、いにしへ頭後に集束ねた
る毛を頭後集とよみいへる也、
○同集九巻廿五丁左見菟原處女墓長歌に葦屋之
菟名負處女之八年兒之片生乃時従小放尓髪
多久麻庭尓云云、按、葦屋の菟名負は攝津國の

地名也、そこの少女の八歳のまだ片生の時よ
りやゝくねびまさりて髪を結て小放に成ま
でをいふなり、多久は擧にて、垂髪を擧て頭後
にほみて結をいふなり、小は井に通ひて、宇奈井
といへりし、おなじ集放の義にて、これもすなはち
うなゐをいへる也、
○同集七巻廿三丁右羇旅作歌に、

未通女等之放髪乎木綿山雲莫蒙家當将見む
按、處女等が髪放の髪を結上て、女と成よし
にて放の髪を結の山とはよみたるなり。萬葉ノ二
巻十六丁右三方沙弥が歌に、多氣婆奴礼多香根者
長寸妹之髪比来不見尒掻入津良武香。此歌乃
意は、たかねて結髪もされど、毛のはやめに油
にまたるゆゑ、ぬるゝと解安きなるの美髪

也。多ぐのねぶるはなまがら打やまておちてるもいと
長まぬでたま髪也。されど一たび結髪して
婚姻しられば、今を掻入して結髪し居るらむ
皃の、ゆかしくおもはるゝよしの歌なり。婚
姻まて後、日を經ずして病に臥し、病床まて妻
の園臣生羽が女のかくいひやりし也。女の答
歌に、人皆者今波長跡多計登雖言君之見師髪

乱有等母(ミダリトモ)。此歌の意ハ。人を皆吾髪(ワガ)をみて長く
延(ノビ)たれぞ。なぞよあぞよといへど。君にみえ初(ソメ)し
時のさまにて私にかへしとおもへバ。乱れて垂(タレ)たる
まゝに結髪(ワカミアゲ)ハきしさへすなまゝこれも放(ハナリ)の髪(カミ)を
結(ユフ)よしなり。

○同集十四巻廿五丁右相聞往来歌に。
多知婆奈乃古婆乃波奈里我於毛布奈年已

○此髪を結ふ始終をいはゞまづハ左の如し
○空穂物語春日詣左一丁に、あて宮下仕(シモヅカヘ)廿歳の内なるハ
五歳の内なるハ、ひとつくらゐひとしく姿(スガタ)ひとしくそろひ
同吹上の上巻(かみのまき)十九丁に、ハ髪とけとひとしく年十五
歳より内なるが、たけひとしく髪(カミ)同じさま人ニ三

乱有等母此歌の意ハ人を皆吾髪子みて長く

許呂宇都久之伊底安禮波伊可奈、按橘の古婆は、武蔵の地名也、波奈里ハ例の童女丱なり、男児十二三歳より十七八歳まで年齢を定めて總角なり。

○和名類聚抄二巻老幼類部に、毛詩注云、總角辨色立成云、阿介万岐、結髪也云云、

○新撰字鏡廿六丁右髟部に、髮從、髮忩同、哉從反、上角丱、束髪阿介万支、

云云、
○字鏡集、五巻、髟部ニ、鬉、鬉同、䯿同、アゲマキブ
リガミ云云、
○類聚名義抄、佛下本巻、角部ニ、総角、アゲマキ、
老幼類云云、
○以呂波字類抄、八巻、安部、人倫門ニ、総角アゲ
マキ、童名云云、

○運歩色葉集、阿部ニ、総角アゲマキ云云、
○日本紀、垂仁紀廿丁左 四十三年ニ、因以大歎曰、
我子小碓王、昔熊襲叛之日、未及揔角久煩征代
云云、通證十一巻廿六丁左ニ揔俗總字、倭名鈔、總角
和名阿介万岐、今按、揚巻也、崇峻紀曰、古俗十七
八間、分為角子、角子即總角字、出詩齊風疏云、總
聚其髮、以為両角、字典曰、男女未冠笄曰、總角云

云按字典の説ハ皇國にもなき事也阿介万岐ハ童男の稱にて童女にいふ例なし

○同允恭紀　一丁右　前紀に自岐嶷至於総角仁恵倹下及壯篤病容止不便云云按加夫呂ハ和良波ぞ頭後の邊にて切たる禿髪の事なりかれ結髪にあれる以前の躰也

○同崇峻紀　七丁右　前紀に是時厩戸皇子束髪於

額云云分注に古俗年少兒年十五六間束髪於額十七八間分為角子今亦然之云云通證廿六巻五丁右に束髪於額訓瓠花狀其形也古事景行記に小碓命當此之時其御髪結於額也考此紀年十六万葉集云肥人額髪結在染木綿染心我忘哉賈子新書束髪就大學云云古事記傳六巻十二丁右にも角子をあげまきと訓るれど後の稱也即

みづらと訓ずべし。又云、十七八間とあるも、やゝ
後の事なるべし。上代ハおしなべて男ハ其のせし
事云云。

○神楽歌総角本に、安介万支乎和左多仁夜利天也曽乎毛不止云云。同末に、曽乎毛不止名仁毛世須志天也波留比須良云云。一説曽乎於毛不止奈仁毛止利世須波留比久良之川云云。梁

塵愚案抄上巻十五丁右に、あげまきは小童子をいふ。男女ともにいふ詞也云云。按、あげまきを子男女共にいふよしの説をおのことなす。

○催馬楽呂歌角総に、安介万支也止宇止宇比呂波加利也。止宇止宇左加利天祢太礼止毛万呂比安比介利。止宇止宇加與利安比介利。止宇止宇梁塵愚按抄下巻廿丁左に、此あげまきハ車

なぞらへ下る糸を組たるを云。童の名にてハあ
るべし。ひろハ尋也。八尺を尋と云。心ハ八尺
ばかり女をさけてねたれども遂にまろび
あひたりといふ。かよりあひたるハ寄合たる
なり。とうとうハ歌のふし也云云。」按、梁塵愚案抄
に、安介万支を糸の組み揚巻の事と注せられ
しは誤也。童男なる事うたがひなし。總角と一尋ば

かりの間を離れて寐たれども遂に轉合て搔寄
合ぬといふ意にて、男色の心なり。さるゆゑハ下て
てはあらず。離れてなり。加與利安比の加ハ發
語にて搔の略なり。加支ハ打とおなじ。枕草子
春曙抄、五、巻十五丁左 に。やちかうまろびよりて。きぬ引あ
くれに。そらねをしたるにぞいはねられ。さもみ給。
○源氏物語、蓬生 湖月抄本五丁左 に。くずもこのちかれ

垣(カキ)子馬牛(ムマウシ)などのふみなとしるしたるまで見ゆ
ふるれぞ、たれちうふあげまきのんさくて目(メ)ざし、
ましき云云、河海抄に、總角丱(タリ)兮、毛詩、憶汝(ツ)總角(ズ)時(ノ)、
東坡詩 總角ハ童名也、みづらゆひたる幼なぢく、牧童
れよし之、能因歌枕ニ云、冠者或ハ小童ノ名也、鬟ア
ゲマキ云云」按、能因歌枕ニ引(ヒケ)ル説ニ、あげまき字
冠者の名といへるは、そのことなり、

○狭衣二下巻十三丁右ニ、奥の方ふかく三井宮ふし
ぬめるなるべし、流(ミ)ぞしのふあらゆ流やうなり、
もの(ナガ)う被(サク)られて、そぞおみじろきぬるなるもひ
なるをと言るのんなく涕しのぞ、あげまきにの
あそぶしとさ流のまう流くしのましれ火(ホ)
のけを、おぼしれど、そこのやうのうこ
うまやつきそめるみちしのひて、風のおとる

まろ寝をして出しまひめるり云云」按、狭衣
大将の、女三宮の御寐姿をこの紀さぐりて催馬
樂の角総（アゲマキ）乃、まろび合ふなるが、より合にけり、
といふ詞を思ひ出たるよしなり。
○花鳥餘情廿六巻總角に、あげまきに二つ有り。
童（ワラハ）をあげまきといふ、髪（カミ）をかくるのにあげまきそ
心也、又車などに、糸にて組（クミ）てこのくるを、あげ

まきといふ、此あげまきを糸をくるといふ
云云」按、このくるは、からくみの写誤なるべし、一本には
からくみとあり。
（朱書）台記 玉海
○明月記、寛喜二年六月廿九日の条に、来月四
日、又御方違行幸云云、昨日中将云、家季朝臣參
総角事依其人闕如、無習傳人、自去春被仰前右府父子
被申云、於天子御総角者、家所習傳也、於凡人作

法故入道不知之仍不及習云云其後左府稱習得之由給其說入道相國云云曰茲彼家依吉例家季習之勤之了而家嗣卿云於他說者可信仰亡祖不知此叓之由愷申含左府坊亮時乙祖為傳常叅會之時此叓可習之由被相語暗難申相具髮長童叅御之時可申由答申之後無其沙汰由兼之於凡人儀者雅職之家所存知云云今有

此叓傳聞聊不審之由彼卿問次奏聞叓頗不審沙汰云云

○侍中群要八巻童相撲の条に次占手相撲總解髮末折返而結之云云按相撲童の髮れさうか也相撲乃用意に唐輪にせん總角毛の末を折返しゐるよろして結事とぞゆ

○北山行幸記群書類従卅九巻廿七丁右小若君ハあの色

のうまあけのうへの御ぞ、つゝじの下重、山吹乃御
表の袴、松がさね乃御半臂、たてまつりて総
角しめたるはうつきころのまひ、なとんうるれ
くらはくしげるに云云、按、若君ハ足利義嗣朝臣
なるべし、

○定家卿拾遺愚草上巻に、

もくしもむかしげもなる契かゆゑなかり
あげまきのより会けん、同下巻に、
はるがきの匂ふるたゆる庭もせりおのれ
むすぼゞと志だれ夜そ、

○飛鳥井雅親亜槐集 群書類従本上 巻四十八丁左 に夏獣、

山のけやまひきつゝてあげ満まの芝生に
ほむ夜の夕ぐれ

加夫呂といへる一種の髪形あり、口云言男女の歌の環
不大呂

ちんぷ年にけるりのもあたれし

○夫木抄雑十七垂髪子条に信實
いとをしやまごのかぶろなるうなゐごも燒は
ふねやうにはだれぬくなり、按かぶろは頭叢の
義也加夫は上方の略加倍の通音也頭上は人
身の上とある所なれば上といふ事論なし加
夫之ハ頭伏なり加夫利ハ頭振也加夫都知は

頭槌也、これらふるく加夫を頭の義なるを知べ
し、呂ハ良の通音良ハ牟良の略にて叢也短髪
の叢生たる貌をかぶろとハいふなり、
○栄花物語峰の月 十五下右 に、今ハ限なるにおもひ
まれめもしとて御ぐしおろして尼になし奉
らせ給ふ殿なども、いかばかり思ひまどひけんや、
かぶろにおろしはしつるをも尼ぞすゝむ

けるおそろしまでしのはなれにこのあれしきる
ごはひつれなきやうせめ一すぢおもむのうちにもやくしよみ
あれしか云云」按、小一条院の女御、御堂関白の
女、大姫の躰也、
○舊本今昔物語廿巻染殿后為天狗被嬈乱語
第七に、其後忽ニ鬼ト成ヌ、其形身裸ニシテ頭ハ
禿也、長ケ八尺許ニシテ膚ノ黒キ事漆ヲ塗レルガ

鋺

如シ、目ハ鋺ヲ入タルガ如クシ、口廣ク開テ釼ノ
如クナル歯生タリ、上下ニ牙ヲ食ヒ出シタリ、赤キ
裕衣ヲ掻テ槌ヲ腰ニ差シタリ云云、
○宇治拾遺物語十五巻左九丁秦始皇自天竺来ル
僧禁獄事ノ条に、その姿もきたなげにてあやし、頭の
髪もふぞろなり、衣のてん人にたがひてと云云」按、
羅髪おづ髪などの躰をこのふぞろといへるなり、

○平家物語一巻六丁左禿童の段ニ、入道相國ノ謀ニ十四五六ノ童ヲ三百人洮テ、髮ヲ禿ニ切マハシ、赤キ直垂ヲキセテ、被召仕ケルガ、京中ニミチ〳〵テ、往反シケリ、自ラ平家ノ御事アシサマニ申者アレバ、一人聞出サヌ程コソ在ケレ、餘黨ニ觸廻シ、彼家ニ乱入シ、資財雜具ヲ追捕シ、其奴ヲ搦メテ、六波羅ヘ井テ叅ル、サレバ目ニ見、心ニ知トイヘドモ、詞ニ顯シテ申者ナシ、六波羅殿ノ禿トダニ云ヘバ、道ヲ過ル馬牛モ、皆ヨキテゾ通ケル云云、

○同書十二巻十一丁左土佐房被斬段ニ、六波羅ノ故入道相國ノ召遣ハレケル禿童ヲ、三四人召仕ハレケルヲ、二人見セニ遣ス、程經迄不歸、女ハ中々若シカルマジトテ、ハシタ者ヲ一人見

セニ遣ス、聽テ走リ帰テ、禿童ト覚シキ者ハ、両人ナガラ土佐房ガ門ノ前ニ切臥ラレテ侍ヲ云云、

○源平盛衰記一巻十六丁左禿童事条に、入道ノ計ヒニテ、十四五、若ハ十六七計ナル童部ノ、髪ヲ頸ノ廻ニ切ツヽ、三百人被召仕ケリ、童ニモアラズコハ何者ノ貌ヤラン云云、按、此段ニ禿童

の事あまたあれバ、此の文にて禿童の髪の躰を知べし、常の童ハ肩にくらべて切を、頸の廻にて切ゆゑ、短髪おつ髪の躰にて、出山の釈迦像の頭ばかりのまゝあるを、はやさのみ梳て垂たるなり、今世の禿童女のさまあるなちこれなり、長門本平家物語十九巻、土佐房夜討の条にも、太政入道殿の、十四五六七八ばかりなるこらハ

乃ち髪肩のまゝまゐらせて、二三百人出しつ
つれのひけるを、判官これを呼びて法師のひき
まはしたるもとあるは、肩のまはりにそろへたるといふ
なるを、常の童髪の躰におほひまでたるなるべし、

○同書十ノ巻右一丁 中宮御産事ノ条ニ、十四五計ノ
禿ナル童部ノ、十二人西ヨリ東ヘ向テ走ケル
ガ云云、

○同書十一ノ巻十六丁左 経俊入ル布引瀧事ノ条ニ、木々
ノ梢モ禿ニテ、焼野ノ薄霜枯ヌ云云、按、梢の木
葉の落散し跡に、枝茎の残たるを禿頭にたと
へていへるなり、

○同書廿六ノ巻十五丁左 福原怪異事ノ条ニ、入道ノ禿
トテ髪ヲ眉マハリヨリ切タル童ヲ、三百人マ
デ召仕給ヒケル中ニ、天狗交リテ云云、按、禿童

の髪の躰前ハ眉に邊ふて切頭後ハ頸の廻りを
ふく切たるなり。

○同書四十六巻 十二丁左 土佐房上洛事条に、大政
入道ノ禿童ヲ二人召仕ケレバ、土佐房ガ宿所
見テ帰レトテ彼ヲ遣ノ、待共々々不見、亥ノ時終
程ニ半物ヲ召テ、日比ノ寝夫ヲ尋ル由ニテ遣
之、十七日ノ夜半ノ事ナレバ、月ハ隈ナク照タ

タリ。女程ナク帰テ、大息突申ケルハ、御使禿童
ト覚シキハ、二人ナガラ土佐房ガ宿所ノ小門
ニ死臥タリ云云。

○遊庭秘抄 群書類従本 廿九丁右 に、鞠のくゝりもれうし、
三四歳ばかりの児は髪はかぶろにて、身手足ハ
猿みく侍る三人ばかりをくゝりて云云。按、三四
歳ばかりの児の髪禿にてとハいへるハ手童児

の髪の躰なること。

○和名類聚抄三巻瘡類部に周礼注に云禿土木反加不路頭瘡也。野王案無髪也云云」按、頭瘡にて髪を梳事能ねば鋏取て禿にせるよしなるべし。

○日本紀允恭紀前紀右一丁訓に岐嶷カブロ云云。通證十八巻右一丁に童丱禿髻曰加夫呂此以義訓之耳云云」按、童形のちひさきを指て加夫呂と

いひしなり。されど後の訓なれば、おほくのこゝにいでたるものみて正しき證ふみとしがたし。

○類聚名義抄佛上巻一部に、亇鳥牙反、カブロ云云。同巻山部に屼カブロ云云。法下巻禾部に禿カブロナリ、カタクナシ、オヅ云云」按、屼は屼の字之字書に屼禿山貌、とみえ、蜀山屼阿房出なども見えたれば、山木を伐取たるあとのさ

まつ髪長童あり。僕従の髫髪童の背後の垂髪長
加部また、山に童といふは童部の如く冠せざ
る意也とみゆ。まつ禿字オヅと訓たるも例の
オヅ髪の義也。オヅ髪ハオドロ髪なれバ已
に以ふるごとの如し

○字鏡集二巻禾部に禿兀也。オヅ。カブロナリ。
カタクナシ云云。

○以呂波字類抄三巻加部人躰門に禿カブロ。
頂苦骨反。白禿也云云。按に和名抄に據たる訓ざ
まなれバ都て以呂波字類抄和名抄の説を取
れるが多し。

○節用集加部支躰門に童カブロ。禿同云云。
まつ髪長童あり。僕従の髫髪童の背後の垂髪
き故の名也。髪毛短きふを継足せするとみゆ。されバ

躰古画におほくみゆ。髪握たる童といふハこれをいふや。

○明月記、寛喜二年六月廿九日の条に、相具髪長童参御之時、可申由答申之後云云。

○今昔物語廿巻第二語に、腰輿ノ前ニ一町許前立テ髪握タル童ノ杖提ガ冑□□ル人ヲ掃ヒ行ク云云。又時髪結ル小童部二三十人許、座主ノ左右ニ立チ渡ヌ云云。

古代は十五六歳の間を束髪於額といひ、十七八歳の間を美豆良ふせしなり。美豆良ハ後にみづらとも髻類ともいふ。これハすなはち總角なり。[illegible]ふるくハ童躰に限らず、男になべてしなべて美豆良に結たるよし、古事記日本紀など考て知べし。されど後の髻類ハ雅亮装束抄にいひたるが如し。

○日本紀廿一ノ巻 七丁右 崇峻紀前紀に、是時厩戸皇子、束髪於額。古俗年少児年十五六ノ間、束髪於額、十七八ノ間、分テ為角子。今亦然之。

雅亮装束

而隨軍後自忖度曰將無見敗非額難成乃斮取白膠木疾作四天王像置於頂髪云云按万葉十一巻十二丁五に肥人の額髪結在とよみて、十五六の童男額に瓠花の皃に結つとみゆ。あれ束髪せれまて、垂髪にあらば、されば頂髪に四天王の像を安置たまへるなるべし。

○古事記中巻景行記に天皇惶其御子之建荒

之情而詔之西方有熊曽建二人是不伏无礼人等故取其人等而遣當此時其御髪結額也爾小碓命給其姨倭比賣命之御衣御裳以劔納于御懐而幸行故到于熊曽建之家見者於其家邊軍圍三重作室以居於是言動為御室楽設備食物故遊行其傍待其楽日爾臨其楽日如童女之髪梳垂其結御髪服其姨之御衣御裳既成童女之

姿交立女人之中入坐其室内爾熊曽建兄弟二人見感其孃子坐己中而盛楽云云」按、古事記傳廿七巻十二丁左に、御髪結額を瓠花の事とし、日本紀にも遣日本武尊令撃熊襲時年十六、とあるをて、十六歳比瓠花に結るを知べし、

○萬葉集十一巻十二丁左に
肥人額髪結在染木綿染心我忘哉」按、肥人を

貴人也、額髪結在は、記紀を思ひ合せるに、瓠花の事ときこゆ、さて染木綿もて瓠花に額髪ゆひけむよし察知すべし、

○古事記上巻十一丁左に、伊邪那岐命云云、故刺左之美豆良湯津津間櫛之男柱一箇取闕而燭一火入見之時云云、又十八丁左天照大御神云云、卽解御髪纏御美豆羅而乃於左右御美豆羅亦於御

鬘亦於左右御手各纏持八尺勾璁之五百津之美須麻流之珠而云云、古事記傳六巻九丁左に、御美豆良ハ上代に男の御装にて、髪を左右へ分て、結綰たるもの也、天照大御神の、解御髪纏御美豆羅なふとあるに、書紀に息長足姫尊の橿日浦にして、御髪を解きて、海に入洗ひて出たまへり、御髪自分れしつるを、即てその分れたる

をまとめ結て髻となしたまふことあるに、假に男貌と為なふときも、又崇峻紀に、古俗年少児年十五六間、束髪於額、十七八間、分為角子、今亦然之、とあるこれ角子即美豆良なり、十七八間とあるハ、やゝ後の事なるべし、上つ代ハおしなべて男ハ然ありし事、右に云ごとし、角子をあげまきと訓るも後の称なるを、即みづらと訓べし、万葉に角髪とあり、左右にあるが角の如くなれる故に、かゝる称ハ有也、後世に鬢

頬と云ハ。おの美豆良を訛ける言なり。江次第ニ幼主鬢頬之時。垂ニけてこの大御神の御装の所を以てみもとゞ美豆良ふし珠を飾し。万葉廿ニ。阿母刀自母多麻尓母賀母夜伊多太伎弖美都良乃奈可尓阿敝麻可麻久母

○神代紀上廿一丁左ニ。天照大神云云。乃結髪為髻縛裳為袴。以八坂瓊之五百箇御統纒其髻鬘及腕云云。日本紀纂疏上百四十丁右ニ結髪為髻者。國俗婦人ハ垂髪。男子ハ綰髪。故ニ綰垂之髪。而假男子之相也云云。神代口訣ノ三三丁左ニ。為髻者。髪結左右云云。神代合解ノ五六丁右ニ。無倶曰日本ハ。人皇三十代推古天皇御宇ヨリ始ルゾ。其前ニハ髪ヲ總角ニ。両方ヘワケテユフゾ。具足ノアゲマキハ。總角ヲ表スル也。日ノ神ハ男躰ニナリテ。著

甲冑髮ヲアゲマキノヤウニ結ゾ今ノアゲマキト云モ自日神始ルゾ云云環翠曰昔ハ總角ニシテビンヅラノアマリノサガリハフサ也總ノ上角ニ似タリ和歌ニハアゲマキト云神功皇后異國對治ノ時ニ是ヲ表ス婦人ハサカワゲニシテ櫛ヲソヘテ下ヘサゲテ置也女ハ陰ナレバ髮ヲ陰數ニ一ニシテ置也男ハビン

ヅラニ二ニスル陽數也此ハ男ノ形ヲシテビンヅラニ二ニ髮ヲワケタリ云云通證四巻四丁左ヨ北史倭傳曰男子垂髮於兩耳上至隋其王制冠此也定十二冠制見推古紀天武紀曰婦女垂髮于背猶如故戒奄漫筆曰倭國婦人髮長散在後此也天武紀曰男女始結髮仍著漆沙冠盖至此男子特綰婦女亦束髮北史倭傳曰婦人束

髪於後此也無俱曰古俗婦人束髪於額上垂餘於背後以㨂櫛也今宮人謂髪縮者此躰也卓氏藻林曰美人頭髻名頭上倭墮髻疑即此云云

○又 卅五丁左 素戔嗚尊立化奇稲田姫為湯津爪櫛而揷於御髻云云

○神功紀 三丁前紀ニ 皇后還詣橿日浦解髪臨海曰吾被神祇之教頼皇祖之霊浮渉滄海躬欲西征是以令頭沐海水若有驗者髪自分為両即入海洗之髪自分也皇后便結分髪而為髻云云

○萬葉集七巻 廿八丁右ニ

青角髪依網原人相鴨石走淡海縣物語為按

青角髪は鮑葛の事にて角髪を訓を借たるのみ。冠辞考一巻 廿六丁右 にいへる角髪ハ總角に おなじく髪を左右の鬢に上りし結綰なるが、

角の如くみゆれバ美豆良と以ふをバそれに當て書たる字なり總角ハ左右の鬢上に總結たるこの角の如けれバさいふるなり

○同集廿ノ巻廿九丁右津守宿祢小黒栖歌に「阿母刀自母多麻尓母賀茂也伊多太伎弖美都良乃奈可尓阿敝麻可麻久母」按歌意は母は玉にあれがしなら八戴て鬟の中に合纒常に

親しく尊敬せんものをこと慕ひ貴ぶるなり

○源氏物語桐壺湖月抄本廿七丁右にみづらゆひたまへるつらつきかほのにほひさまかへんことをしげなり云云河海抄に騘卝云云湖月抄に称名院御説云わらは装束の時総角とてみづらゆふなり師説に元服以前は童形にて髪ゆひたるなり云云」按源氏十二歳にて元

服の時乃事也。

○同澪漂廿三丁左に、わらはを随身(ズヰシン)に給(タマ)はせたまひける。いとをかしげにさうぞきみづらゆひて紫すそごの元結(モトユヒ)なまめかしうたけすがたとゝのひうつくしげにて十人ばかりいまめかしくものしうみゆと云云。花鳥餘情に、今案、童随身みづらゆひて、紫裾濃(ムラサキスソゴ)の本結せさせたるよしみえたれば、

其裝束の色目所見なし云云。

○同胡蝶三丁右に、龍頭鷁首(リウトウゲキシユ)をからのよそひに。ことごとしうしつらひたるに、かぢとりの棹さしのわらはべみなみづらゆひて、もろこしだゝせて云云。花鳥餘情に唐児(カラコ)のやうに出たゝせたるなりと云云。

○同藤裏葉廿六丁左に、例のみづらに、額(ヒタヒ)ばかりのけ

氣色（ケシキ）にあらはれて、こうじのにほひのどけきを、ほのかの
うし舞（マヒ）て、紅葉のかげにつまはらはで、日のくま
かはらにしげかなり云云、河海抄に、もとんのうづら
よろこひきのめのけ、なをみえて、みじのにほ
ひもとをのうり舞て、舞童の躰之云云、
○同紅梅 八丁左 に、ひめのゐあそびふく糸すまま
ゐるまざとうるさしちみづるよめいはらその

しくみえて、けみじくうはくしとおかしけ
ま云云、花鳥餘情に、殿上童（テンジヤウワラハ）は、束帯（ソクタイ）の時ハ總角（アゲマキ）
れ、是をみはらとは、ひめのゐあそびハ直衣（ナホシ）きるん
ふそのうきかうづるに八由ちん、たゞとれのくる
なり云云、
○榮花物語、玉のむら菊 廿一丁左 に、御そくゐに、大
極殿にわたらせたまへるに、御こしづらゆかせたまへる

老み、富直し装束をはさげとばかりをか
わなりど、見ざりしは主上東宮はアゲビンヅラ人臣はサ
ゲビンヅラなりし、統立正しなりし、れ藤卿不審
之氣色よりこそある、所のすべし。

[illegible]

ほど、いみじう見つくしきこそ、めでたくお
もしろけれ云云。
○同根合 五十一丁右 よ、かれさしも俊家の二位中
納言の子、太郎二郎二人なども院、ぞつかうひて
おもしろけれ云云。
○同紫野 七丁右 よ、めでたくよろしきさま、おかしき
ちるるに、御びづらゆひて、おもかけをたまつれ。

あらたなるくびすゑ流とぞまをし。

○江家次第六巻 廿七丁右 幼主時二両面の条に、当日出御、幼主之時ハ垂髪鬢頬云云。

○薩戒記 正長二年正月小朝拝出御、幼主御或不依院御例、今日有出御云云。御束帯御草鞋如例、左兵衛督権佐永豊朝臣著衣冠、参御鬢角、主上春宮アゲビンヅラ人臣如童殿上サゲビンヅラト云云。但先日院ノ御主上サゲビンヅラ人臣アゲビンヅラ云云。厚寧桐入道 永藤 在御前承、此事有不審之気、此事従花園院中絶、院御時、故入道寧桐永行孝位也、其記之明鏡也。凡徳大寺大納言御門等家侍此事近代皆以断絶了、而永藤卿一流不失故、窮云云。」按雅亮装束抄巻二、童直衣装束の条に、さげびんづらとも鉉みなりとみえて、主上東宮はアゲビンヅラ人臣はサゲビンヅラより統と正しとすべし。永藤卿不審之気ありしも上にいへるなるべし。

○国史野右
ある御びづらゆひておかはをなまつれる。

ほど、いみじうさうしきこそめでたくお
ぼしまれ云云。
○同根合 五十一丁右 に、かくさしき俊家の二位中
内言の子、太郎二郎三人、あげまき、びづらゆひて

[illegible]

ちゞろなる人、ぐり涙とまらじ云云。
○江家次第、六巻 廿七丁右 幼主、時二盃、句の条に、当日出御、幼主之時、垂髪鬢類云云。
此鬢類ハ髪の結解也
○堀川百首、咎歌に、師時、
手ふれば咎のみづらをゆひつけて岩の姿
を神さびにけり、肝要抄、下巻 十八丁左 に、みづらは
びむつらく、鬢の字なれども、みとよむ之、闕

を顔之。つの字濁てしみづらとゆふとは鬢
の上を結之云云。
○八幡愚童訓 群書類従本上巻十一丁右 に皇后御長九尺
二寸。御歯一寸五分也。光御歳三十一云云。緑ノ
御髪ヲビンヅラニ取リ。カラ輪ニ分テ云云。按。
ビンヅラは美豆良を訛れる語なり。美ハ万の
通音にて左右之。左右手を万天と訓るごとし。

豆良は列之。左右に列立る義にて結髪の頭上
の。左右に列立る貌よりいへるなるべし。加良和ハ
搦輪也。髪毛をからみ巻て輪にしたるゆゑの名
なり。
○砂石集二上巻五段 に。ビンヅラユヒタル童子
ノ。二人白杖持タルガ。男ドモヲハラヒテ。取返
シテ云云。

松屋外集五

○十訓抄下巻 印本十二巻十四丁左 に、ある年の春、鞠(マリ)の精(セイ)かゝり乃柳の枝に顕れてみえけり、みづらゆひたる小児、年十二三計にて、青色の唐装束きたるが、いみじくうるはしげにてありける、

○續古事談六巻、張喩といふ者の段に、夢にみづらゆひたる童子きたりて云云、

○平家物語七巻 廿五丁右 主上都落の段に、七條大宮ニテ、鬟(ビジ)ヅラ結タル童子ノ、左ノ袂ニ春ノ日ト云文字ゾ顯ハレタル、春ノ日ト書テハ春日(カスガ)ト讀(ヨメ)バ、法相擁護ノ春日大明神、大織冠ノ御末ヲ守リ給ニコソ、ト頼シウ思召ケル處ニ云云、

○同書十二巻 四十丁右 六道の段に、先帝云云、山鳩色ノ御衣ニ鬟(ミヅラ)結セ給テ、御涙ニ溺(オボ)レ、尐(チヒサ)ウ嚴(ウツク)キ

御手ヲ合セ、先東ニ向ハセ給テ云云、
○太平記五巻九丁左 大塔宮熊野落事ニ、御夢ニ、
鬟結タル童子一人来云云、
○雅亮装束抄二巻、鬟に結事に、先解櫛にて、
児の髪を解廻して、平笄にて、分目の筋よりも、項
をさけ下して、先右の髪を紙捻して結て、左の
髪をよくくしけづりて、油綿付け撫などして本鳥

を取やうにけばまよもてび □ されの
糸を一筋取て、其みづらの所揚て下てなかど、
目と眉とのあはひに當るほど、前後の寄除あり、
児の額は廣さ細さによりて結べし、白廣くある
前に寄せ、細くあるはうしろによるべし、但此の
はまうりしは、耳よりも前なり、髪の元を五つの
まきばりて諸結て、このみよりもさうじに真

結にゆひをし。先下むすびにして。笄の先に
泔坏の水にぬらして。結目にぬらして。真結
にむすびし。糸に延料あり。糸をとりて髪のは
しをとよく解下して後耳のうしろの髪を耳の
うしろみのくるちにびんふくらかにふくらてこのに
きよらに引て耳をこのくれぐし。次に髪の末を。
児の肩に前によく〳〵撫付て。児の胸に押當て。

松屋外集五

乳のちかきにあたるほどにさがりて。又赤糸し
て。三纏ばかりまはして。真結に強くゆひて。小刀
にて結目の際より糸を切べし。さて其ゆひ
たる髪をとよく〳〵すきて後三にわけて。
三組に裾まで組下して。其裾の組をとめて上へ
引返して元結たる糸のきはまで置あまして。此
組たるのかしらを。元結たる所に真結にして後。

際よりて糸を切べし。いたくくゝりて結たるふを
結目をぬらせ。糸のくはりぬなり。髪のまゝ
をバ。耳の上よりおしてぞむくの内に入れ
むべし。猶末出バ。首紙の内に押入べし。児稚く
て。髪短くバ。別に付髪といふ物を。かく結ぬる
上に。結付てゆふ事なりて。其髪など能結などし
て。落しなどはすまじきなり。次に夾形を取て。此

かみを結たる上に當て兒の後にてなりして夾
形にむすぶべし。結やう書べきにあらねば。ひ
だり右の本を結て具しるす。先左をゆひて後
圓座などの引廻して右をゆふべし。我廻るを
もち形くれバ。此料に圓座にすゑ居ものし。君の
御みづからすゑあまゐらむにて使すべし。我廻
るべし云云。左大臣殿おほきを拝するなれバ。内の

御びづらハこのちわれ之別の事にあらバ御ぐしの末の耳にはさむ所ぞかきまきの糸の上にくるくるとあれのぎみ巻置て結付たる之やうに仰らるなれバ僻事にやとおぼゆ。にのるむづりぐなるらむ。稚くおはしまさ御ぐしハ付髪さおらぞ先に結たる方の元結の糸を切らで御頂よりまわして右の元結にゆひ付よ云云